

答申第210号（諮問第221号）

「消費生活課員（以下甲という）が、一般県民（以下乙という）が消費物が壊れたと自然故障をしたと甲に申告したのを自動詞と他動詞を入れ替えてあたかも乙が消費物を壊したというように扱ってよい・又は扱わなければならない、及びこの入れ替えを以って甲の乙や乙とトラブルになっている業者との斡旋の不作为の理由にしてよい・又はしなければならない、という内容」の公文書不存在決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会
第二部会

第1 審査会の結論

群馬県知事が行った決定は妥当であり、取り消す必要はない。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成30年1月6日付けで、「消費生活課員（以下甲という）が、一般県民（以下乙という）が消費物が壊れたと自然故障をしたと甲に申告したのを自動詞と他動詞を入れ替えてあたかも乙が消費物を壊したというように扱ってよい・又は扱わなければならない、及びこの入れ替えを以って甲の乙や乙とトラブルになっている業者との斡旋の不作为の理由にしてよい・又はしなければならない、という内容」の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成30年1月22日、本件請求に係る公文書について存在しないことを確認し、公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、不存在の理由を次のとおり付して、請求人に通知した。

（不存在の理由）

開示を請求された公文書の内容に関する公文書は保有していないため。

3 審査請求

請求人は、実施機関に対して、本件処分を不服として平成30年2月19日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、平成30年3月6日付けで弁明書を作成し、その副本を請求人に送付した。

5 口頭意見陳述の実施

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第31条第1項の規定に基づき、平成30年5月21日、口頭意見陳述を実施した。

6 諮問

実施機関は、条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、平成30年7月13日、本件審査請求事案（以下「本件事案」という。）の諮問を行った。

第3 争点（本件請求に係る公文書の公文書不存在決定について）

本件請求に係る公文書を不存在とした実施機関の決定は妥当であるか。

第4 争点に対する当事者の主張

1 請求人の主張要旨

条例第14条（2）イ違反であり、また原処分は群馬県条例を持ち出すまでもなく職権濫用・怠業等の地方公務員法違反・刑法犯である威力又は偽計業務妨害・判例違反・憲法違反を隠蔽するものであるため。

2 実施機関の主張要旨

（1）弁明書の主張要旨

ア 地方公務員法第32条は「職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」として、法令等遵守義務を定めている。また、同法第35条は、「職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」として、職務専念義務を定めている。

地方公務員である実施機関の職員は、地方公務員法その他の法令を遵守すべき立場にあり、一般県民の申告に対し、自動詞と他動詞を入れ替えて、一般県民が消費物を壊したというように扱ってよい、又は扱わなければならないという法令の趣旨に反する公文書を作成又は取得することはない。

イ 都道府県が行うあっせんは、消費者安全法第8条第1項第2号ロに定められている。あっせんは、当事者間の合意により迅速かつ円満に紛争を解決することが期待できる一方、行政処分や裁判手続と異なりあっせん案に法的拘束力がないこと、当事者のあっせん手続への参加が任意であり、一方が参加を拒否した場合、手続が打切りとならざるをえない等の特徴がある。したがって、苦情の内容等を踏まえ、あっせんを行うことが適当と認められる場合には、あっせんを行うこととなる。また、地方公務員法第32条は、職員に法令等遵守義務を定めている。

地方公務員である実施機関の職員は、消費者安全法その他の法令を遵守すべき立場にあり、あっせんに際し、自動詞と他動詞を入れ替えて業者とのあっせんの不作為の理由にしてよい、又はしなければならないという法令の趣旨に反する公文書を作成又は取得することはない。

（2）口頭説明における主張要旨

消費者安全法は第3条第1項において、「消費者安全の確保に関する施策の推進は、専門的知見に基づき必要とされる措置の迅速かつ効率的な実施により、消費者事故等の発生及び消費者事故等による被害の拡大を防止することを旨として、行われなければならない。」とし、同条第2項において「消費者安全の確保

に関する施策の推進は、事業者による適正な事業活動の確保に配慮しつつ、消費者の需要の高度化及び多様化その他の社会経済情勢の変化に適確に対応し、消費者の利便の増進に寄与することを旨として、行われなければならない。」として消費者行政の基本理念を定めている。また、第4条において、「国及び地方公共団体は、前条に定める基本理念にのっとり、消費者安全の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」として、地方公共団体の責務を定めている。

地方公務員である実施機関の職員は、相談及びあつせんを行うにあたって、消費者の利便の増進に寄与することを旨とする消費者安全法に定める基本理念にのっとり事務を行うべき立場にある。一般県民の申告に対し、消費物を見分した結果、自然に壊れたのではなく使用した際に一般県民の方が壊したと判断することはあるが、言葉の入れ替えという行為によって一般県民の方が壊したと扱うことはなく、その旨を記載した公文書も存在しない。

第5 審査会の判断

1 争点（本件請求に係る公文書の公文書不存在決定について）

(1) 請求人は、「条例第14条(2)イ違反であり、また原処分は群馬県条例を持ち出すまでもなく職権濫用・怠業等の地方公務員法違反・刑法犯である威力又は偽計業務妨害・判例違反・憲法違反を隠蔽するものである」と主張している。一方、実施機関は、地方公務員法及び消費者安全法の規定に照らし、本件請求を内容とする公文書を作成又は取得することはないと主張する。そこで、本件請求に係る公文書が実施機関における事務処理において作成又は取得されたか否か検討するものとする。

なお、本審査会の判断に当たっては、本件請求の記載内容に照らして、不特定多数の県民に対しての公文書が存在するか否かの観点から判断するものとする。

(2) 地方公務員法の規定について

すべての地方公務員は、地方公務員法の適用を受け、同法第32条は、地方公務員に、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従う義務を負っている。

(3) 消費者安全法の規定について

消費者安全法は第3条において、消費者安全の確保に関する施策の推進は消費者の利便の増進に寄与することを旨として行わなければならないとする基本理念を定め、第4条において、基本理念にのっとり消費者安全の確保に関する施策を実施するという地方公共団体の責務を定めている。

(4) 請求に係る公文書の存否について

ア 地方公務員である実施機関の職員は、地方公務員法その他の法令を遵守すべき立場にあり、また、消費者安全法は消費者の利便の増進に寄与することを旨として施策を行うことを地方公共団体の責務として定めている。消費者の利便の増進に寄与する責務を有する実施機関の職員が、その理念を離れて、「一般県民が消費物が壊れたと自然故障をしたと甲に申告した」ことに対し、「自動

詞と他動詞を入れ替えてあたかも乙が消費物を壊したというように扱ってよい・又は扱わなければならない」という恣意的判断を肯定する趣旨の文書を作成又は取得することは通常想定し難いことから、請求に係る公文書は存在しないとする実施機関の説明に特段の不自然な点は認められない。

イ 上記アのとおり消費者の利便の増進に寄与する責務を有する実施機関の職員が、その理念を離れて、「一般県民が消費物が壊れたと自然故障をしたと甲に申告した」ことに対し、「自動詞と他動詞を入れ替えてあたかも乙が消費物を壊した」と扱うことによって、「甲の乙や乙とトラブルになっている業者との斡旋の不作为の理由にしてよい・又はしなければならない」という恣意的判断を肯定する趣旨の文書を作成又は取得することは通常想定し難いことから、請求に係る公文書は存在しないとする実施機関の説明に特段の不自然な点は認められない。

(5) したがって、本件請求に係る公文書を不存在とする実施機関の説明に特段の不自然な点は認められず、判断は妥当であると認められる。

2 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、請求人は審査請求書において、本件処分は条例第14条第2号イに違反すると主張する。しかし、同規定は個人情報であっても一般に公にされている情報については、あえて非開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、ただし書により、本号の非開示情報から除くこととしたものである。そのため、本件請求に係る公文書は不存在であるという実施機関の判断が妥当である以上、本件請求に係る公文書が存在することを前提とした請求人の当該主張は是認することはできない。

また、請求人はその他種々主張するが、本答申の判断を左右するものではない。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審査会の処理経過

| 年 月 日 | 内 容 |
|----------------------------|----------------|
| 平成30年 7月13日 | 諮問 |
| 平成30年 7月20日 (第70回 第二部会) | 審議 (本件事案の概要説明) |
| 平成30年 9月 5日 (第71回 第二部会) | 審議 (実施機関の口頭説明) |

| | |
|----------------------------|----|
| 平成30年10月10日 (第72回 第二部会) | 審議 |
| 平成30年12月21日 | 答申 |